

J C B P R E M O 通 信 販 売 加 盟 店 規 約

JCB PREMO通信販売加盟店規約

規約上の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約（第1条に定めるものをいう）の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条（総則）

本規約は、JCB PREMO加盟店（第2条に定めるものをいう）が、利用者（第2条に定めるものをいう）との取引代金の決済に関して、通信販売（第2条に定めるものをいう）の方法で、第2条に定めるJCB PREMOを取扱う場合の、当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）とJCB PREMO加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。なお、本契約は、JCB PREMO加盟店と当社およびJCBとの間でクレジットカード加盟店契約（第2条に定めるものをいう）が成立し継続していることを前提とするものとし、クレジットカード加盟店契約が終了した場合には、本契約も終了するものとしします。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社およびJCB、当社またはJCBが提携する会社、組織（ただし、当社、JCBを除く）をいいます。
2. 「JCB PREMO」とは、利用者がJCB PREMO加盟店から商品等を購入しまたは提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとして、バリュー（本条第3項で定めるものをいう。以下同じ）を使用した場合、使用されたバリューに相当する金額を当社がJCB PREMO加盟店に支払う支払決済サービス、ならびに当該支払決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ（本条第11項で定めるものをいう）、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。
3. 「バリュー」とは、発行者（本条第7項に定めるものをいう）が発行し、発行者が管理する運用サーバ（以下「運用サーバ」という）内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者がJCB PREMO加盟店から商品等を購入しまたは提供を受ける場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。
4. 「プレモカード」とは、利用者がバリューを管理、およびJCB PREMO加盟店で利用するための、アクセプタンスマーク（本条第16項に定めるものをいう）が表示されているJCB所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
5. 「JCB PREMO加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するJCB PREMO取引システム（以下「JCB PREMO取引システム」という）に基づき当社およびJCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。なお、JCB PREMO加盟店が通信販売を行うウェブサイト上の店舗を、以下「取扱店舗」といいます。
6. 「利用者」とは、プレモカードを保有し、発行者の定める利用約款に従って使用する者をいいます。
7. 「発行者」とは、第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プレモカードを発行する会社、組織をいいます。
8. 「商品等」とは、JCB PREMO加盟店が利用者に提供する商品、権利、役務等をいいます。
9. 「バリュー取引」とは、利用者がJCB PREMO加盟店より商品等を購入し、または提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品による、バリュー減算（本条第10項に定めるもの）の取消しも含みます。
10. 「バリュー減算」とは、バリュー取引のうち、インターネット、ウェブサイト等のネットワークを媒介することにより、発行者が運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
11. 「チャージ」とは、発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。なお、チャージを行う場合のJCB PREMO加盟店の遵守事項等については、当社およびJCBが別途定めるものとします。
12. 「カード番号」とは、発行者がプレモカードに付する16桁の番号で、プレモカードの券面に表示されるものをいいます。
13. 「認証番号」とは、発行者がプレモカードに付する8桁の番号で、利用者がJCB PREMO加盟店で通信販売によるバリュー取引を行う際などに必要となるものをいいます（以下「カード番号」と「認証番号」を合わせて「カード番号等」という）。
14. 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずにプレモカードの複製等により、バリュー取引が可能なカードを作り出すことをいいます。
15. 「不正利用」とは、偽造されたプレモカードで取引を行うこと、または正当に得たものでないプレモカードもしくはプレモカードの情報で取引を行うことをいいます。
16. 「アクセプタンスマーク」とは、プレモカードを識別するためにプレモカードの券面に表示され、また、JCB PREMO加盟店の店頭やJCB PREMO加盟店のウェブサイト上のJCB PREMO加盟店標識（以下「JCB PREMO加盟店標識」という）に記載される、JCB所定のマークをいいます。
17. 「通信販売」とは、利用者がプレモカードの提示および署名によらずカード番号・認証番号・金額等必要な事項をJCB PREMO加盟店のウェブサイトを通じてJCB PREMO加盟店に伝達することにより、バリュー取引による決済を行い、これに対し、JCB PREMO加盟店が利用者に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
18. 「クレジットカード加盟店契約」とは、両社所定のクレジットカードに関する加盟店規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するクレジットカード取引システムに基づき両社に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体と、両社との間に成立する契約をいいます。

第3条（JCB PREMO加盟店）

1. JCB PREMO加盟店は、前条に定める通信販売によるバリュー取引を行うにあたり、両社が必要と認めた事項をあらかじめ両社に所定の書面をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社は当該指定を承諾した場合、JCB PREMO加盟店に対し、両社所定の方法で通知するものとします。なお、取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
2. JCB PREMO加盟店は、取り扱う商品等、通信販売によるバリュー取引の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめ両社に申し出、両社が必要と認めた場合には別途JCB PREMO加盟店申込手続を行うものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引を行う取扱店舗の利用者の見やすいところに両社所定のJCB PREMO加盟店標識を掲示するものとします。
4. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBから通信販売によるバリュー取引に関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. JCB PREMO加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、JCBが指定するバリュー取引に関する取り決め（JCBが指定するJCB PREMOに関する要件書等）に基づき、JCB PREMOに関するシステムの円滑な運営および普及向上に協力するものとします。また、JCB PREMO加盟店は、当社、JCBよりプレモカードの利用促進に係る告知掲載等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
6. JCB PREMO加盟店は、当社、JCB、発行者およびそれらの委託先が、プレモカード利用促進のために、JCB PREMO加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等にJCB PREMO加盟店の名称および所在地・ウェブサイトのアドレス等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
7. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引に関する情報、JCB PREMO加盟店標識、アクセプタンスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
8. JCB PREMO加盟店は、利用者が遵守すべきプレモカードに関する規約等に違反してバリュー取引を行おうとする場合、これに応じてはならないものとします。
9. JCB PREMO加盟店は、本規約に定める義務等をJCB PREMO加盟店の従業員、その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
10. 両社は、JCB PREMO加盟店の従業員、その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者が、バリュー取引に関連して行った行為および果た

すべき義務を、JCB PREMO加盟店の行為および義務とみなすものとします。

11. JCB PREMO加盟店が本規約に定める手続きによらずバリュー取引を行った場合には、JCB PREMO加盟店がその一切の責任を負うものとします。
12. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBが、バリュー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。

第4条（費用負担等）

JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店標識等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたJCB PREMO加盟店標識等の代金は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。また、バリュー取引を行うためのJCB PREMO加盟店のシステム開発、プログラム改修および保守にかかわる費用については、JCB PREMO加盟店が負担するものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. JCB PREMO加盟店は、両社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、取扱店舗および振込指定金融機関口座、その他JCB PREMO加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知または送付書類、振込金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにJCB PREMO加盟店に到着したものとみなすものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、本条第1項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) JCB PREMO加盟店がクレジットカード加盟店契約に基づき当社、JCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第1項記載のJCB PREMO加盟店に関する情報が変更されることがあること。
 - (2) JCB PREMO加盟店が本条第1項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、当社、JCBまたはカード会社のクレジットカード加盟店契約に基づくJCB PREMO加盟店に関する情報が変更されることがあること。

第6条（地位の譲渡等）

1. JCB PREMO加盟店は、JCBの事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡、会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
3. 当社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）またはJCBは、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、JCB PREMO加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条（業務の委託）

1. JCB PREMO加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、両社が事前に承諾した場合には、JCB PREMO加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、JCB PREMO加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、JCBまたは発行者に損害を与えた場合、JCB PREMO加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCBまたは発行者の損害を賠償するものとします。
4. JCB PREMO加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
5. 両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、JCB PREMO加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第8条（通信販売によるバリュー取引にかかわる広告）

1. JCB PREMO加盟店は、JCB PREMO加盟店の負担と責任において通信販売によるバリュー取引に関する広告（オンラインによる広告を含む）の企画、制作を行うものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法その他の関連諸法令の定め違反しないこと
 - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
 - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと
 - (4) 以下の事項について、広告時点において表示を行うこと
 - ① JCB PREMO加盟店の名称
 - ② JCB PREMO加盟店の所在地
 - ③ JCB PREMO加盟店の電話番号および電子メールアドレス
 - ④ 責任者名および責任者への連絡方法
 - ⑤ 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - ⑥ 商品等の引渡期間
 - ⑦ 代金の支払時期および方法
 - ⑧ 商品等の返品、取消しに関する説明
 - ⑨ バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報およびその他のバリュー取引に関する情報（以下「取引データ」と総称する）を暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できる等、消費者に誤解を与える表示をしないこと
 - ⑩ その他、両社が必要と認めた事項
3. JCB PREMO加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、プレモカードが使用できる旨を明示するものとします。

第9条（商品等）

1. JCB PREMO加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行う商品等の概要について、原則として事前に両社に届け出るものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、以下の商品等を本契約において取扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に違反するもの
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの
 - (3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの
 - (4) その他、当社またはJCBが不適当と判断したもの
3. JCB PREMO加盟店は、酒類等販売にあたり許認可を得るべき商品等を取扱う場合には、あらかじめ両社に許認可を得ていることを証明する関連書類を提出し、両社から取扱いに関する事前の承諾を得るものとします。また、JCB PREMO加盟店が前記の許認可を喪失した場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等のバリュー取引を取扱わないものとします。

第10条（申込受付方法）

1. JCB PREMO加盟店は、利用者からの通信販売によるバリュー取引の申し込みを取扱店舗で受け付けるものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引の申し込みを受け付ける場合には、JCBが別途定める仕様等にとり、あらかじめカード番号等の情報および注文に関する情報を暗号化する等の措置を講じるものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引の申し込みを受け付ける場合には、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する

法律にのっとり、事前に利用者の申込みまたは承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じるものとします。

第11条 (バリュー取引)

1. JCB PREMO加盟店は、利用者から通信販売によるバリュー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法にこれを行うものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引を行うにあたっては、取扱店舗の画面上で、利用者に対し、カード番号、認証番号、バリュー減算を行う金額（以下「バリュー減算金額」という）その他JCBが定める情報の入力を求めるものとします。なお、JCB PREMO加盟店は、バリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第3項の承認を行った後は、利用者から取得した認証番号に関する情報を直ちに抹消し、これを保有してはならないものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、バリュー減算にあたっては、その全件において、利用者が指定したバリュー減算金額につきJCBが別途定める方法にて承認を求めるものとします。
4. JCB PREMO加盟店は、前項の承認を求めた結果、JCBより取扱いができない旨の応答がなされた場合には、当該プレモカードにてバリュー取引を行ってはならないものとします。
5. JCB PREMO加盟店は、明らかに不正利用と判断できる場合、またはプレモカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、バリュー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
6. バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第3項の承認を行った時点で、利用者とJCB PREMO加盟店との間にバリュー取引が成立し、同時に、利用者のJCB PREMO加盟店に対する代金債務が消滅し、商品の所有権は利用者に移転するものとします。
7. JCB PREMO加盟店は、商品等の名称、金額、発送先住所等、別途JCBが定める情報をバリュー減算が確定する前に取扱店舗の確認画面等において利用者へ提示し、取引を行う意思の有無について確認を求めるものとします。
8. JCB PREMO加盟店は利用者が利用しようとする1枚のプレモカードのバリュー残高が取引代金に満たない場合、複数枚のプレモカードまたは現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。なお、複数枚決済に使用できるプレモカードの枚数は、最大2枚までとします。
9. JCB PREMO加盟店は、両社所定の条件を満たすことにより、バリュー取引を実施する過程において、利用者からの要望に従い、利用者のバリュー残高を照会（以下「バリュー照会」という）し、照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者から要望があった場合でも、通信販売によるバリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはできません。
10. JCB PREMO加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、バリュー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも両社および発行者は責任を負わないものとします。
11. JCB PREMO加盟店がバリュー取引の売上金額として利用者が運用サーバ内に保有するバリュー残高につき減算処理を行うことができるバリューは、当該バリュー取引において提供される商品等の売上代金額に相当する額（税金、送料等を含む）のみとし（ただし、本条第8項による取引の場合に現金その他の支払方法により決済した額を除く）、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、本条第8項の場合を除き、通常1回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。
12. JCB PREMO加盟店は、取引データの破壊、分解または解析を行ってはならず、また、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

第12条 (差別的取扱いの禁止、協力義務)

1. JCB PREMO加盟店は、特定商取引に関する法律、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、消費者契約法等の関連諸法令およびガイドライン等を遵守して、通信販売によるバリュー取引を行うものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、本条第3項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者とのバリュー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求する等、バリュー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、以下に定める内容のバリュー取引を行わないものとします。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 法律上禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5) 当社またはJCBが利用者の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - (7) その他当社またはJCBが不適当と判断する取引
4. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引において、商品券その他の前払式支払手段、印紙、切手、回数券その他の有価証券などを取扱うことができずものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
5. JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBから依頼があった場合、利用者のプレモカードの使用状況等の調査に協力するものとします。
6. JCB PREMO加盟店は、利用者からバリュー取引または商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、効果もしくは効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、JCB PREMO加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から第9条第2項もしくは本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、JCB PREMO加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
7. 前項の場合、JCB PREMO加盟店は、両社が行う調査に誠実に協力するものとします。

第13条 (商品等の送付、提供)

1. JCB PREMO加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行った場合、利用者に対し、取引を行った日から2週間以内に商品等の送付、提供を行うものとします。また、JCB PREMO加盟店は、送付、提供の遅延や品切れが生じた場合には、利用者へ書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. JCB PREMO加盟店は、バリュー取引による商品等の送付、提供等は両社が特に認めた場合を除き1回で行うものとし、複数回または継続的に行わないものとします。
3. JCB PREMO加盟店は、利用者が商品等の送付先として商品等の受領確認が不明確となる恐れのある場所を指定した場合、当該場所に商品等を発送しないものとし、発送した場合には当該商品等にかかるバリュー取引およびこれによって生じた紛争についてJCB PREMO加盟店が全責任を負うものとします。
4. JCB PREMO加盟店は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに、7年間保管するものとします。

第14条 (換金の禁止)

JCB PREMO加盟店は、利用者が運用サーバ上に保有するバリューを現金その他現金類似の機能を有するもの（電子情報を含む。また、第12条第4項に列挙する有価証券等を含むがこれらに限られない）と引き換えることはできないものとし、利用者よりその申し出があった場合は、本規約に基づき、これを受容せず、引き換えできない旨の説明を行うものとします。

第15条 (不正利用発生時の対応等)

- JCB PREMO加盟店は、偽造されたプレモカードの使用その他プレモカードの不正利用が判明した場合、またはプレモカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、当社またはJCBの指定する方法により、当社またはJCBにその旨を直ちに連絡するとともに、当該不正利用等について、当社またはJCBの指示に従った対応を行うものとします。
- 万が一、JCB PREMO加盟店が前項に違反してバリュー取引を行った場合、JCB PREMO加盟店は当社に対し当該取引にかかわるバリュー取引精算金（第17条に定めるものをいう）の支払いを請求することができないものとします。
- 当社が、JCB PREMO加盟店に対し、第1項に違反するバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金を支払った後に、当該違反の事実が判明した場合には、JCB PREMO加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該バリュー取引精算金（第17条に定めるものをいう）を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降にJCB PREMO加盟店に対して支払うバリュー取引精算金から差し引くことができるほか、当社がJCB PREMO加盟店に対してバリュー取引精算金以外の支払代金を負担する場合は、当該支払代金からも差し引くことができるものとします。
- 偽造されたプレモカードの使用その他プレモカードの不正利用が行われ、当社またはJCBがJCB PREMO加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、JCB PREMO加盟店は誠実に協力するものとします。また、JCB PREMO加盟店は、当社またはJCBから指示があった場合、もしくはJCB PREMO加盟店が必要と判断した場合には、当該JCB PREMO加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第16条（バリュー取引の売上金相当額の確定、確認）

- JCB PREMO加盟店は、取引データを当社またはJCBの定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。
- 前項の送信が行われた後、第11条第6項に基づき利用者とJCB PREMO加盟店との間のバリュー取引が成立した時点で、バリュー取引の対象となる売上金相当額が確定し、かつ、当社とJCB PREMO加盟店との間の当該売上金相当額の精算に関する取引が成立するものとします。

第17条（バリュー取引の精算）

- JCB PREMO加盟店および当社は、本条に定める方法により、JCB PREMO加盟店が本規約に基づき行ったバリュー取引に係る売上金相当額の精算（以下「バリュー精算」という）を行うものとします。
- JCB PREMO加盟店は当社に対し、バリューの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額のバリュー精算にかかわる手数料（以下「バリュー精算手数料」という）を支払うものとします。
- 当社のJCB PREMO加盟店に対する支払いは、別表に定める締切日までに運用サーバを経由して当社に到着した取引データにかかるバリュー取引の売上金額の総額より、バリュー精算手数料を差し引いた金額（以下「バリュー取引精算金」という）を、別表に定める支払日にJCB PREMO加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
- 当社のJCB PREMO加盟店に対するバリュー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前にJCB PREMO加盟店に通知した当社所定の会社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）が当社に替わって支払うものとします。
- 当社またはJCBにJCB PREMO加盟店に対するバリュー精算手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、JCB PREMO加盟店から当社またはJCBへバリュー取引精算金以外の請求代金がある場合には当社は本条第3項により支払うバリュー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。
- 当社がJCB PREMO加盟店に対して「お振り込みのご案内」を送付している場合には、当社はこの「お振り込みのご案内」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第18条（返品等によるバリュー減算の取消）

- JCB PREMO加盟店は、通信販売によるバリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消しを行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、ネットワーク障害その他の理由によりバリュー減算の取消ができない場合および、JCB PREMO加盟店が必要と判断し両社の承諾を得た場合には、利用者に対して当該取引代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。なお、取引代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、JCB PREMO加盟店は当社に対して第17条に基づくバリュー精算手数料を支払うものとします。
 - 別途両社が定める手順に従い、利用者とJCB PREMO加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプレモカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること。
 - 取消の対象となる取引日から30日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと。（31日以降のバリュー減算の取消処理はできません。）
 - バリュー減算の取消においては、全件ネットワークを媒介しJCBが別途定める手順で処理を行うこと。
 - バリュー減算金額の一部取消はできません。（全額取消のみ可能です。）
- 前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日にかかわらず、当該取消処理を行った日が取引日となります。
- JCB PREMO加盟店は、通信販売によるバリュー取引を行うすべての商品等について、利用者に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、利用者に対し、通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、その旨を明示するものとします。また、JCB PREMO加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品または交換を受け付けない場合にはあらかじめ両社の承認を得るものとし、両社の承認を得た場合には、利用者に対し、通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、返品または交換を受け付けない旨を明示するものとします。

第19条（バリュー減算金額の変更）

- JCB PREMO加盟店は、自らと利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、第18条の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、変更後の金額が元のバリュー減算金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。
- 前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日にかかわらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となります。

第20条（バリュー取引精算金の支払いの取消しおよび保留）

- JCB PREMO加盟店が減算したバリューが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社はJCB PREMO加盟店に対し、当該バリュー取引に関するバリュー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。
 - JCB PREMO加盟店から当社またはJCBへ送信された取引データが正当なものでないとき
 - 第12条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき
 - 第15条の規定に違反してバリュー取引を行ったとき
 - その他JCB PREMO加盟店が本規約に違反したとき
- 当社が、JCB PREMO加盟店に対し前項に該当するバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、JCB PREMO加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該バリュー取引精算金を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降にJCB PREMO加盟店に対して支払うバリュー取引精算金から差し引くことができるほか、当社がJCB PREMO加盟店に対してバリュー取引精算金以外の支払代金を負担する場合は、当該支払代金からも差し引くことができるものとします。
- 当社またはJCBが、JCB PREMO加盟店が減算したバリューについて本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。なお、

この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 前項の調査開始より30日を経過しても、本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社はバリュー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なお、この場合においても、JCB PREMO加盟店および両社は調査を続けることができるものとします。
5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、両社が当該バリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該バリュー取引精算金を支払うものとします。なお、この場合には当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第2 1条 (差押等の場合の処理)

バリュー取引精算金の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該バリュー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第2 2条 (情報の収集および利用等)

1. JCB PREMO加盟店およびその代表者または両社にJCB PREMOに関する加盟店契約（以下「JCB PREMO加盟店契約」という）の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む両社と加盟店等との間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMOの利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑩の加盟店情報を収集、利用すること。
 - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等、加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
 - ② 加盟申込日、加盟日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項
 - ③ JCB PREMO加盟店のバリュー取引等の取扱い状況
 - ④ 当社またはJCBが収集した加盟店等のクレジット利用履歴
 - ⑤ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥ 当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑧ 当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由
 - ⑨ 利用者から当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCBまたはカード会社もしくは発行者が利用者、およびその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑩ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ① 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
 - (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）
 - ① 両社が本規約に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
 - ③ 両社のJCB PREMO事業その他両社の事業（両社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
 - (3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑩の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は、本条第1項(1)①から⑩の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、JCB PREMOおよびクレジットカードにかかる加盟店契約の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにJCB PREMOおよびクレジットカードの利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有するものはJCBとなります。（提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>）
3. 加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。（共同利用会社は、本規約末尾または前項記載のホームページに記載のとおりとします。）
4. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第3項と同様に取扱うことに同意します。

第2 3条 (加盟店信用情報機関の利用)

1. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社またはJCBが利用する加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟利用者に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）
 - (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMO加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店等に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）を当該機関の加盟利用者が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、JCB PREMOおよびクレジットカードにかかる加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
2. 加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意します。
3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。
4. 当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第2 4条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等は、両社、加盟店信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
 - (1) 両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
 - (2) 加盟店信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ
2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第2 5条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第22条から第24条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第22条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第26条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

- 1.両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第22条に定める目的(ただし、第22条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および第23条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.両社は、加盟店契約終了後も第22条に定める目的(ただし、第22条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第27条 (バリュー取引に関する情報等の機密保持)

- 1.JCB PREMO加盟店は、本契約に基づいて知り得たバリュー取引および利用者に付帯する情報、利用されたプレモカードに関する情報、ならびに手数料率を含む両社および発行者の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」という)したり、または本規約に定める以外の目的で利用(以下「目的外利用」という)してはならないものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 3.JCB PREMO加盟店は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲で開示することができるものとします。この場合、JCB PREMO加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
- 4.JCB PREMO加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社またはJCBに連絡するものとします。
- 5.両社は、JCB PREMO加盟店に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、当該JCB PREMO加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、JCB PREMO加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
- 6.JCB PREMO加盟店は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
- 7.JCB PREMO加盟店は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、JCB PREMO加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社またはJCBに書面でその内容を通知するものとします。
- 8.JCB PREMO加盟店の責に帰すべき事由により、両社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社はJCB PREMO加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 9.JCB PREMO加盟店またはJCB PREMO加盟店の従業員その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者の故意もしくは過失による漏洩等または目的外利用が発生した場合には、JCB PREMO加盟店は直ちに両社へ報告するとともに、両社が被った一切の損害の賠償責任を負うものとします。
- 10.本条第1項から第9項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第28条 (セキュリティ保持義務)

- 1.JCB PREMO加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、カード番号等をインターネット、ウェブサイト等のネットワークを介して伝達する場合には、JCBが別途定める仕様等に則り、暗号化する等の安全化措置を講じるものとします。
- 2.JCB PREMO加盟店は、取引データを含む本契約に関連して取り扱う一切の情報および本契約に関連して発生する業務の遂行のために使用するシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。
- 3.前二項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、JCB PREMO加盟店はその全責任を負うものとし、両社および発行者に一切の迷惑をかけないものとします。
- 4.前項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第29条 (バリュー取引の停止)

JCB PREMO加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、JCB PREMO加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

- (1)両社が第27条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認める場合
- (2)両社が、JCB PREMO加盟店が第32条第1項(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3)その他、両社が必要と認めた場合

第30条 (取扱期間)

本契約の有効期間は1年とします。ただし、JCB PREMO加盟店または両社が期間満了3ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第31条 (解約)

- 1.前条の規定にかかわらず、JCB PREMO加盟店または両社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、両社は、直前1年間にバリュー取引を行っていないJCB PREMO加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 3.前条の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、JCB PREMO取引システムの取扱いを終了することがあり、この場合、両社はJCB PREMO加盟店に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 4.前条または本条による本契約の終了により、JCB PREMO加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含む)が生じた場合でも、両社は一切の責を負わないものとします。

第32条 (契約解除)

- 1.前二条の規定にかかわらず、JCB PREMO加盟店が以下の事項に該当する場合、両社はJCB PREMO加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害をJCB PREMO加盟店が賠償するものとします。
 - (1)JCB PREMO加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2)他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって、当社またはJCBにバリュー取引精算金の支払い請求をしたとき
 - (3)第12条の規定に違反したとき
 - (4)第20条第2項に基づくバリュー取引精算金の返還を怠ったとき
 - (5)第27条または第28条の規定に違反したとき
 - (6)前五号のほか、JCB PREMO加盟店またはJCB PREMO加盟店の従業員その他JCB PREMO加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
 - (7)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
 - (8)差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (9)前二号のほかJCB PREMO加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
 - (10)他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、電子マネー等の支払決済サービスまたは信用販売制度を悪用してい

ると両社が判断したとき

- (11) JCB PREMO加盟店届け出の取扱店舗が実在しないとき
 - (12) JCB PREMO加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
 - (13) 架空のバリュー取引にかかわるバリュー取引精算金の支払い請求、その他 JCB PREMO 加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
 - (14) JCB PREMO 加盟店が両社の信用を失墜させる行為を行ったと両社が判断したとき
 - (15) その他 JCB PREMO 加盟店として不適当と両社が判断したとき
2. JCB PREMO 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると両社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第33条 (契約終了後の処理)

1. 本契約が終了した場合、JCB PREMO 加盟店はその後利用者に対してバリュー取引を行う等、一切のプレモカードの取扱いをしてはならないものとします。
2. 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたバリュー取引は有効に存続するものとし、JCB PREMO 加盟店および両社は、当該バリュー取引を本規約に従い取扱うものとします。ただし、JCB PREMO 加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
3. JCB PREMO 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに JCB PREMO 加盟店の負担においてすべての JCB PREMO 加盟店標識をとりはずし、広告媒体から JCB PREMO の取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、両社が JCB PREMO 加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物の一切を速やかに当社に返却するものとします。
4. 当社は、前条または次条により本契約を解除した場合、JCB PREMO 加盟店から既に当社に到着した取引データにかかるバリュー取引について、取消しまたは解除するか、バリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。

第34条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. JCB PREMO 加盟店は、加盟店等、JCB PREMO 加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体。）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員。）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業。）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者。）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人。）
2. JCB PREMO 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると両社が認めた場合、両社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害を JCB PREMO 加盟店が賠償するものとします。また、この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。
3. JCB PREMO 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、バリュー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 両社は、JCB PREMO 加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくバリュー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、JCB PREMO 加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、バリュー取引を行うことができないものとします。

第35条 (本規約に定めのない事項)

JCB PREMO 加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第36条 (準拠法)

JCB PREMO 加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第37条 (合意管轄裁判所)

1. JCB PREMO 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. JCB PREMO 加盟店と JCB との間で訴訟の必要が生じた場合には、JCB の本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第38条 (規約の変更)

1. 両社が本規約の変更内容を通知または公告した後において JCB PREMO 加盟店が利用者に対し通信販売によるバリュー取引を行った場合には、JCB PREMO 加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JCB PREMO 加盟店は、第22条第2項および第3項、第23条第1項および第4項、ならびに第23条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。

<共同利用会社>

○株式会社ジェイエムエス

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：JCB PREMO 加盟店業務の代行サービス等の提供

○株式会社日本カードネットワーク

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：JCB PREMO 加盟店端末、接続サービス等 JCB PREMO 加盟店業務支援サービス等の提供

○株式会社ジェーシーピー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス、JCB PREMO 加盟店向け DM サービス等の提供

<お問い合わせ窓口>

カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699
 福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711
 月～金 10:00AM～6:00PM 土10:00AM～5:00PM 日・祝・年末年始休

(PTK01・00555・20170301)

<加盟信用情報機関>

	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	日本クレジットカード協会
URL	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	・両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付
共同利用者の範囲	日本クレジットカード協会の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。)

JCB では JCB PREMO 加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

(JKK04・00555・20150116)

<別表>

20140718 (シ)

取扱期間	締切日	加盟店への支払日
16日～当月15日	当月末日	翌月15日

※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日、末日は前営業日に払い込みさせていただきます。